

第2次糸魚川市環境基本計画

(素案)

令和2年3月

新潟県糸魚川市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の改定の経緯	1
2. 本市の環境を取り巻く背景	1
3. 計画の位置づけ・性格	5
4. 計画の対象範囲	5
5. 計画の対象地域	5
6. 計画の期間	5
7. それぞれの役割	5
第2章 環境の現状と課題	6
1. 糸魚川市の概況	6
2. 糸魚川市の環境の現状	8
3. 前計画の進捗状況	13
4. 市民意識調査結果	16
5. 環境の現状から見た重点課題と見直しの方針	21
第3章 計画の目標	25
1. 目標とする環境像	25
2. 分野別基本目標	25
第4章 施策の展開	26
1. 施策の体系	26
2. 環境像の実現に向けた取組	28
第5章 計画の推進に向けて	35
1. 計画の進行管理	35
2. 進行管理の手法	35
3. 進行管理における役割分担	35
4. 年次報告書の掲載・公表	35
5. 計画の見直し	35

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の改定の経緯

本市では、糸魚川市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境に関して総合的かつ計画的に環境施策を推進していくための指針を定めた糸魚川市環境基本計画を平成22年3月に策定しました。そして今回、現計画の計画期間の終了に伴い、当市をとりまく社会情勢や経済情勢の変化、国・県の動向、市の環境施策の検証等を行い、今後10年を見据えた「第2次糸魚川市環境基本計画」を策定します。

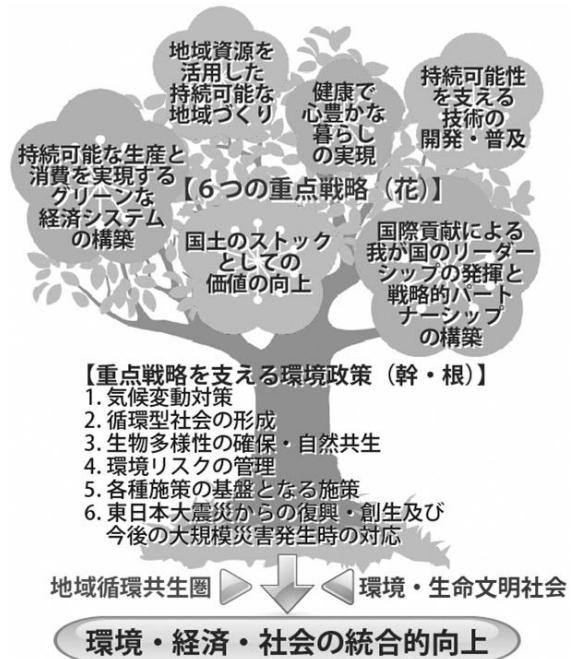
また、平成26年12月に策定した「糸魚川市新エネルギービジョン」及び「糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の内容を組み込み、一元的な進捗管理を図ることとします。

2. 本市の環境を取り巻く背景

(1) 国の第5次環境基本計画（平成30年4月策定）

今後の環境政策の方向性として、「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要である。また、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決（同時解決）に資する効果をもたらすようにデザインしていくことも重要である。これらにより、将来に渡って質の高い生活をもたらす『新たな成長』につなげていく。」としています。

また、6つの「重点戦略」を定め、「重点戦略を支える環境政策」を揺るぎなく着実に推進していく必要があるとしています。さらには、「地域循環共生圏」と「環境・生命文明社会」の構築に向けた新たな考え方が示されています。



(2) 持続可能な開発に向けた取組の推進

平成27（2015）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。

2030アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標（SDGs）」は、17のゴールと、ゴール毎に設定された合計169のターゲットで構成され、各々の目標が相互に関連し、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。

※アジェンダ：国際的な会議等で使われる大規模計画

〈持続可能な開発目標 SDGs17 のゴール〉



出典：国連広報センター

(3) 地球温暖化問題への対応

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書によると、気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、平成27(2015)年12月、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) において、法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」を掲げ、日本もパリ協定に締結しました。

我が国は平成28(2016)年、パリ協定や平成27(2015)年に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030年度の中期目標として、「温室効果ガスの排出を平成25(2013)年度比26%削減する」とともに、長期目標として「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としており、目標達成に向けた取組の推進が必要です。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。このため国は、平成30(2018)年12月に施行された気候変動適応法に基づいて、現在生じている被害や将来予測される被害の回避・軽減等を図るため、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に進めています。



動植物の絶滅リスクの増加



マラリア感染地域の拡大



熱帯低気圧の強大化



食料不足

図 地球温暖化の進行による脅威の例

出典：環境省「地球温暖化パネル」

(4) 生物多様性の危機への対応

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について以下の「4つの危機」に直面しているとしています。

- ・開発等人間活動による危機
- ・自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・人間により持ち込まれたものによる危機
- ・地球環境の変化による危機

具体的には、開発や乱獲による種の減少、里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下、外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱等が大きく影響しており、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。

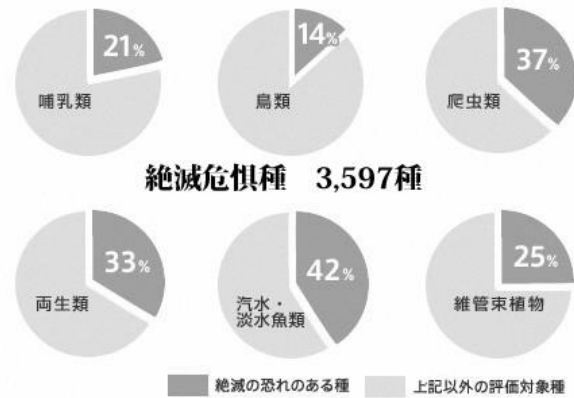


図 日本の野生生物の絶滅の恐れのある種の割合
出典：環境省ホームページ

(5) 資源や食料需給のひっ迫への対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、地球規模の人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会という観点からは、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

また人類の生存に欠かせない食料資源についても、中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方、国内においてはその食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）が大量に発生している状況です。

このため、国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を進める中で、資源循環だけでなく同時に生物多様性や自然環境保全に配慮した統合的取組や経済的側面、社会的側面にも視野を広げた取組を進めています。

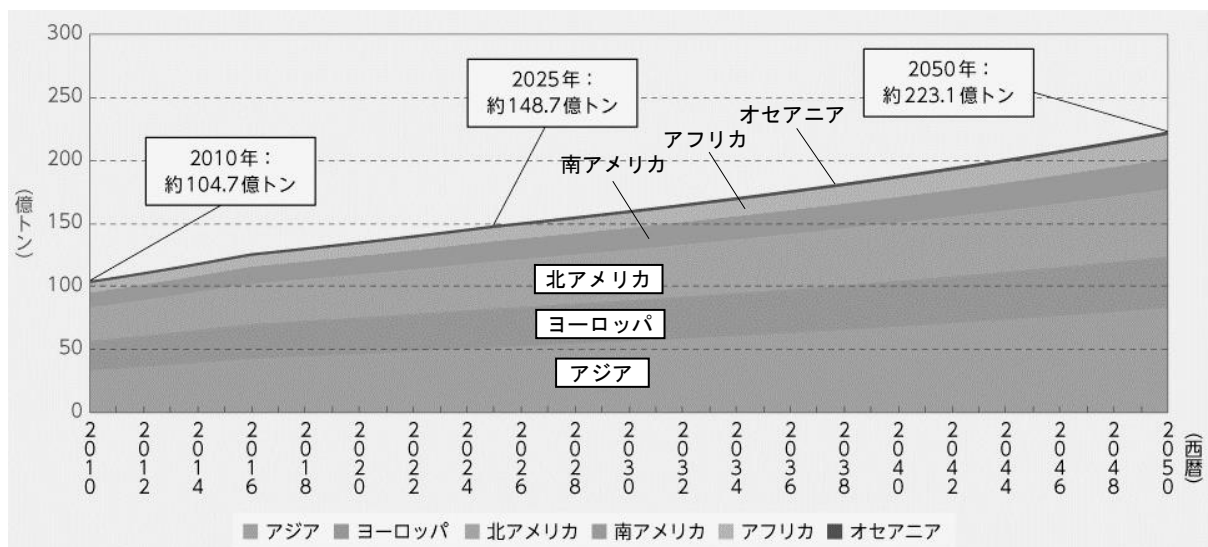


図 世界の廃棄物発生量の将来予測

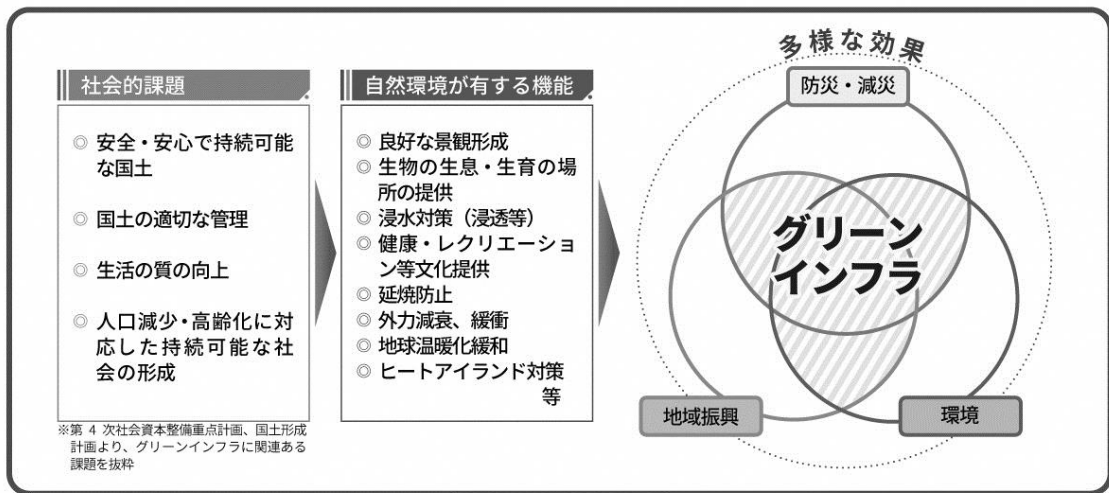
出典：環境白書（平成23年版）

(6) グリーンインフラ・Eco-DRR の導入検証

自然環境が有する多面的機能をインフラ整備に活用する「グリーンインフラ」が、近年欧米を中心に取り組まれています。また、類似概念として、防災・減災におけるリスク脆弱性低減に、自然環境の多面的機能を活用する「Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)」という考え方も注目を集めています。これらは、コンクリートなどの人工構造物を使ったインフラ整備と対峙するものではなく、双方の特徴を踏まえつつ代替的あるいは相補的に活用されています。

グリーンインフラや Eco-DRR は、動植物が生息する空間を活用するため、施工面積が広く、定量的評価が難しくなります。一方で、整備後に劣化しづらい、管理コストが低い等の特徴があるため、持続可能な国土形成の実現に向けて効果的な取組とされています。

実は、こうした取組は、海岸沿いの防風林など、地域の特性に応じて伝統的に取り組まれていることが多く、暮らしの中から地域資源として再認識することが重要とされています。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

【横浜市 グランモール公園】



【矢作川水系伊賀川 愛知県】



資料：国土交通省

図 グリーンインフラの導入事例

3. 計画の位置づけ・性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、糸魚川市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念の5つの柱の実現に向けた中心的役割を担うものであり、同条例第8条の規定に基づき策定する環境の保全に関する基本的な計画に位置付けられます。

(2) 計画の性格

本計画は、市の環境保全における最も基本となる計画であるとともに、「糸魚川市総合計画」を環境の側面から推進する部門別計画としての性格を有し、市が策定する個別の行政計画や事業に対し、環境の保全に関する基本的方向を示します。

4. 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

分野	内容
地球環境	地球温暖化／再生可能エネルギー／オゾン層の破壊・酸性雨
自然環境	ジオパーク／生物多様性／農村環境
資源循環	ごみの減量化／リサイクルの推進
生活環境	環境公害／非常時対応／環境美化／公園・緑地
環境行動	意欲啓発／環境教育／情報提供

5. 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、市全域とします。ただし、大気や水環境、地球環境問題など、広域的な対応が必要な事項については、国、県及び周辺自治体との連携や地球全体を視野に入れた計画とします。

6. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

また、市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

7. それぞれの役割

(1) 市の役割

市は、環境の保全に関する取組を推進するけん引役として、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、自らも一事業者・一消費者として、環境の保全に関する行動を率先して実行する役割を担います。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うにあたり、公害の防止、廃棄物の発生及び排出の抑制と資源の循環、省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの利用促進など、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する役割を担います。

(3) 市民等の役割

市民等は、人と環境とのかかわりについて理解を深め、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、限りある資源・エネルギーの節約、再生可能エネルギーの利用促進など、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実践する環境施策に協力する役割を担います。

第2章 環境の現状と課題

1. 糸魚川市の概況

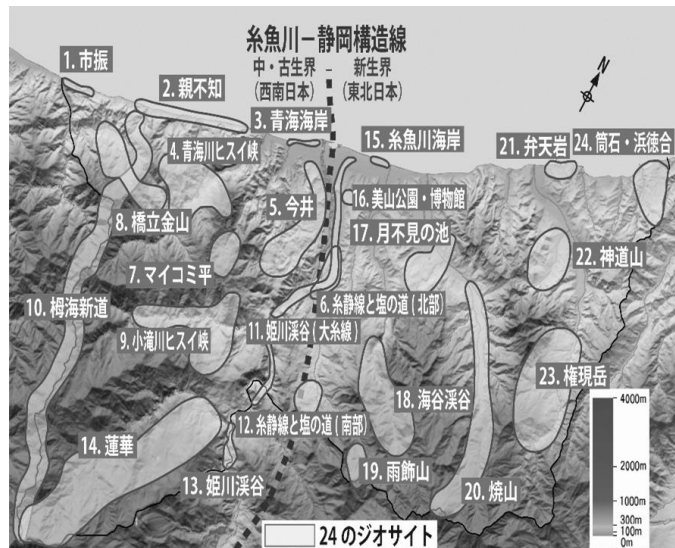
(1) 自然的基礎条件

本市は、新潟県の最西端に位置し、北は日本海、南は長野県、西は富山県、東は上越市、妙高市に接しています。広ぼうは東西 42.5 km、南北 42.2 kmで、総面積は 742.24 km²を有しています。

市域の北部は約 51 kmの海岸線を有し、東西に北陸新幹線と一般国道 8 号が横断しています。南部は、北アルプス後立山連峰に位置する県内最高峰小蓮華山 (2,766m) をはじめ、頸城山塊の火打山 (2,462m) や焼山 (2,400m) など 2,000m 超級の山々がそびえています。

市の地質は、市域中央を南北に走る糸魚川—静岡構造線によって、東部の新生界（フォッサマグナ地域）と西部の中・古生界に二分されます。地質の年代幅は 5 億年以上におよび、日本列島の主要な形成過程を記録しています。

糸魚川—静岡構造線をはじめ、多くの貴重な地質遺産を有し、その文化的価値や地域振興に生かす取組が認められ、平成 21 年 8 月に日本で初めて「世界ジオパーク」に認定、さらに、平成 30 年にユネスコの正式事業である「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」に再認定されています。市内全域がジオパークに指定され、地質や文化・歴史を感じることができる場所として、24 のジオサイトが存在します。



本市の年平均気温は 14℃前後で、降水量は年間 2,000 mm～3,000 mm 程度です。市全域が特別豪雪地帯に指定されており、山間部では積雪深が 2 m を超える地区も多くあります。一方で、地形に起因するフェーン現象により、令和元年 8 月に全国で最も高い日最低気温 31.3 度を記録しました。

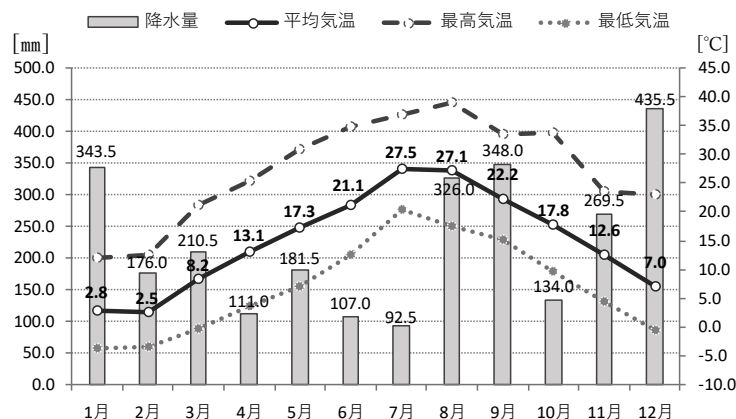


図 降水量・気温（平成 30 年）

資料：気象庁（アメダス糸魚川の値）

(2) 社会的基礎条件

人口は昭和 30 年以降減少しつづけ、平成 27 年時点では約 44,000 人になりました。一方、世帯数は 17,000 世帯程度で推移しています。

また中山間地を中心に高齢者の占める割合が 50%以上の集落が分布しています。

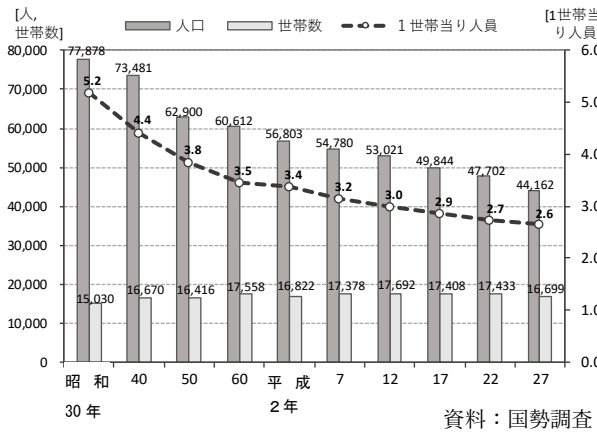


図 人口・世帯数の推移

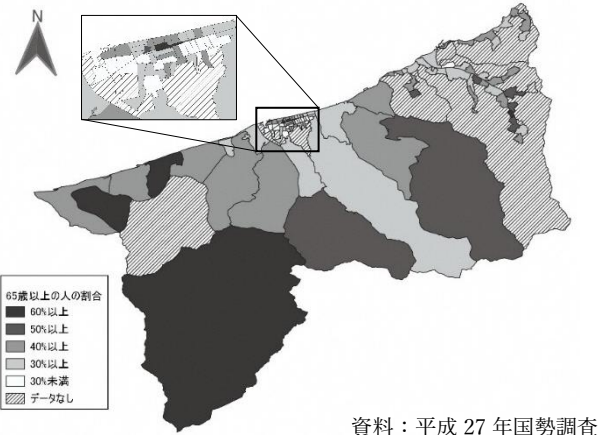


図 各地区の高齢化の進行状況

本市は、第 1 次産業従事者は数及び割合とも大きく減少しています。一方で第 2 次産業、第 3 次産業従事者の割合は高くなり、製造業（化学）や建設業といった第 2 次産業は地域経済の中心を担っています。

経営耕作面積は平成 17 年まで大きく減少傾向にありましたが、平成 17 年以降は大きな減少は見られません。

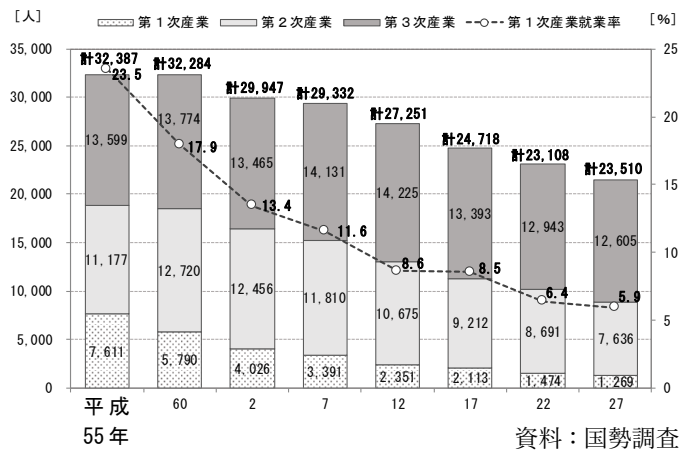


図 産業別従事者数の推移

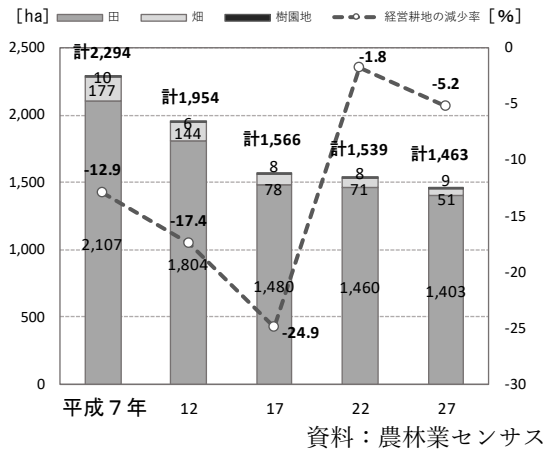


図 農地の減少の状況

2. 糸魚川市の環境の現状

(1) 地球環境

■市内の二酸化炭素排出量の推移と将来予測

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、原子力発電が停止し、化石燃料の消費が増大した影響で、CO₂排出量は平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度にかけて増加しました。直近の平成 28(2016)年度は平成 17(2005)年度比で 14.6%減になっています。

本市は、平成 26(2014)年に策定した糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中で、温室効果ガスの削減目標を「令和 2 (2020)年度までに市内から発生する温室効果ガスを平成 17(2005)年度比 15.0%削減」と決めました。本市の令和 2 (2020)年度の CO₂排出量（趨勢値）は 456.8 千 t-CO₂であり、平成 17(2005)年度比 17.8%と予測され、よって、令和 2 (2020)年度の市の目標 15.0%削減が見込まれる結果となっています。

	基準となる年度	目標（達成年度）
国・新潟県	平成 25(2013)	26.0%削減（令和 12(2030)）
糸魚川市	平成 17(2005)	15.0%削減（令和 2 (2020)）

一方、国はパリ協定に基づき温室効果ガス削減目標を「令和 12(2030)年度までに温室効果ガスを平成 25(2013)年度比 26.0%削減」としています。また、県も同様の目標を定めています。この様な中、本市の令和 12(2030)年度の CO₂排出量（趨勢値）は 412.3 千 t-CO₂と予測され、平成 25(2013)年度比 23.0%の削減が見込まれます。よって、令和 12(2030)年度の国と県の目標 26.0%を達成するためには、16.6 千 t-CO₂を削減する必要があります。

[千t-CO₂]

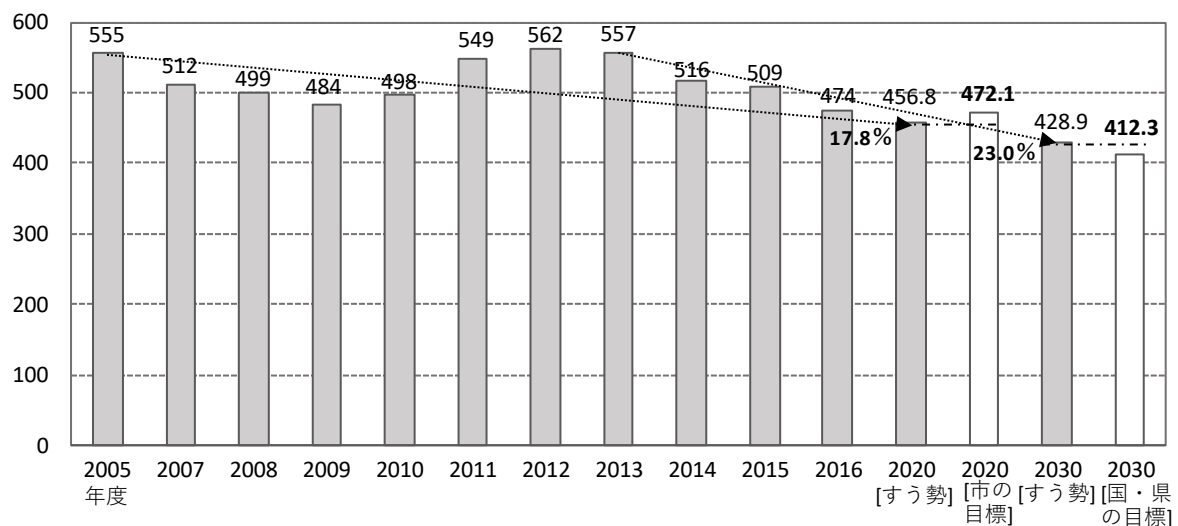


図 本市の CO₂排出量の将来予測値と削減目標値との比較

資料：環境省

■オゾン層の破壊・酸性雨

オゾン層保護法に基づき、オゾン層破壊物質の生産及び消費の規制を行っています。現在、地球全体のオゾン層は10年毎に1～3%の割合で回復傾向にあります。

pH3程度の酸性雨は植物への影響がないことが報告されていますが、酸の蓄積による影響など不明な点も多く、引き続き抑制努力が必要とされています。

■再生可能エネルギーの導入状況

平成25(2013)年度から平成30(2018)年度の間、個人住宅や公共施設への太陽光発電設備の設置、ペレットストーブの設置によるバイオマス熱利用が進みましたが、近年は導入が鈍化しています。

表 市内の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの種類	平成25年度		平成30年度	
	発電所(箇所)	合計出力	発電所(箇所)	合計出力
太陽光発電※1	125	583.43kW	157	1,736.85kW
太陽熱利用※1	6	-	7	-
風力発電※2	2	450kW	1	255kW
中小規模水力発電	2	2.3kW	3	3.3kW
バイオマス発電	1	50,000kW	1	50,000kW
バイオマス熱利用※3	35	242,246kcal/h	75	516,589kcal/h
総計	171	51,035.73kW(発電のみ)	244	51,995.15kW(発電のみ)

※1)「住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金」の助成実績及び公共施設の導入実績値の合計値

※2) 公共施設のみの実績値

※3)「ペレットストーブ設置補助金」の助成実績値

資料：新エネルギービジョン

市内に豊富に存在する水資源を活かした民間の水力発電施設が市内15カ所で運用されており、最大出力量は令和元年10月現在計149,810kWとなっています。

(2) 自然環境

■世界ジオパーク

本市は、地質的遺産の保護やそれらの地域振興への活用が認められ、世界ジオパークに認定され、さらに平成30(2018)年にユネスコの正式事業である糸魚川ユネスコ世界ジオパークに再認定されました。市内には24のジオサイトがあり、様々な地質や文化・歴史を感じることができます。

■自然公園の指定状況

市内には、2つの国立公園、3つの県立自然公園、5つの県自然(緑地)環境保全地域が指定され、市内各地に貴重な自然環境が存在しています。



図 自然公園の位置図

■生物多様性(植物、動物)の現状

本市の植生の特徴として、海浜植物から高山植物まで多様な植物が分布していることが挙げられます。また、北に生息する植物と南に生息する植物が入り混じり、豊かな植物相を形成しています。本市に自生する植物の中には絶滅が危惧される種も多数含まれており、「新潟県第2次レッドリスト植物編」では、本市に生息する種のうち、167種が絶滅のおそれのある植物に指定されています。

本市の多様な自然環境の中には、多くの動物が生息しており、ニホンカモシカやヤマネ、ライチョウやイヌワシ、ヒメハルゼミなどの国の天然記念物、固有種のムラヤママイマイをはじめ、絶滅の危機に瀕している動物も少なくありません。

一方で、市内各地でオオクチバスやブルーギル、オオキンケイギクなどの外来生物が生息・生育し、その分布を広げています。

■農村環境

糸魚川市農村環境計画をもとに、各地域に生息・生育する生物の状況を把握し、環境に配慮したほ場整備等が行われています。また、日本型直接支払制度に多くの地域が取り組み、農地等の維持・保全を図っています。

一方、中山間地域を中心に、林業・農業従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、未整備の森林や離農による耕作放棄地が生じています。また、空き家も増加しており、農村景観全体の荒廃が進んでいます。さらに、イノシシやサル等による農業への鳥獣被害が多発し、捕獲や防護柵等の対策が講じられています。

(3) 資源循環

■ごみの減量化 ■リサイクル

本市のごみの総排出量は年々減少していますが、一方で1人1日当たりのごみ排出量は、近年増加傾向にあります。また、リサイクル率は平成23年度以降上昇傾向にあります。

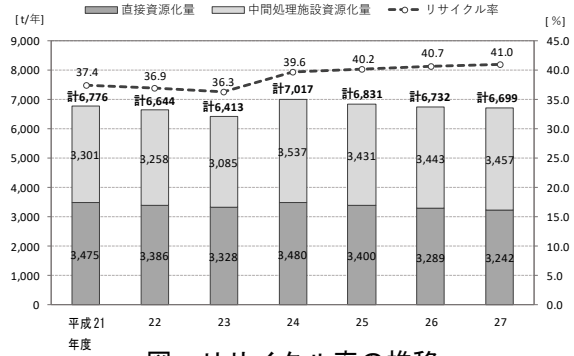
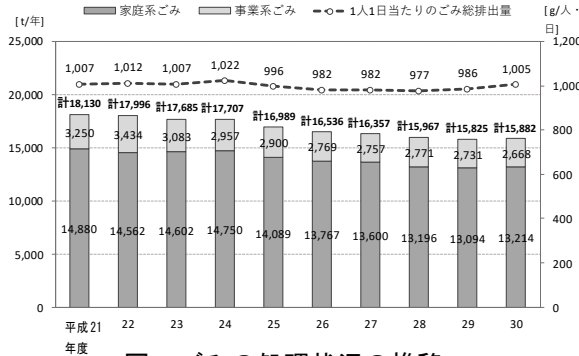


図 1 ごみの処理状況の推移

図 2 リサイクル率の推移

資料: 糸魚川市 ごみ処理状況

(4) 生活環境

■大気環境

大気汚染に関して、二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO₂) は環境基準値を満たしていますが、光化学オキシダントは環境基準値を超過する日が年に数日発生しています。

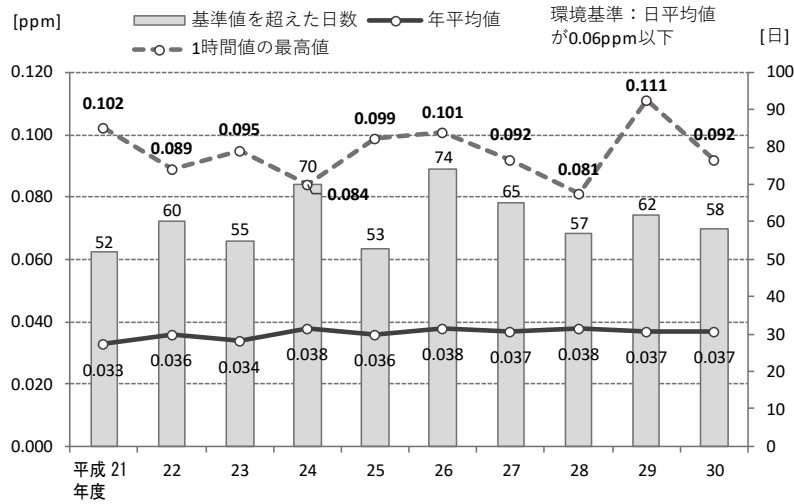


図 3 大気中の光化学オキシダント(Ox)の測定結果

資料: 糸魚川市の環境

■水環境

水汚染に関して、BOD 値は河川や海域で基準値を満たしていますが、各河川の下流に行くほど、浮遊物質量、大腸菌群数が基準値を多く超える傾向にあります。

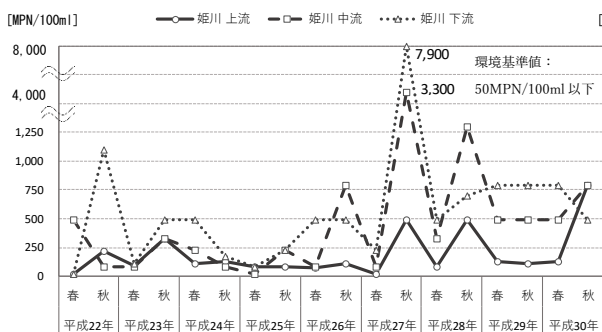


図 姫川における水中の大腸菌群数の測定結果

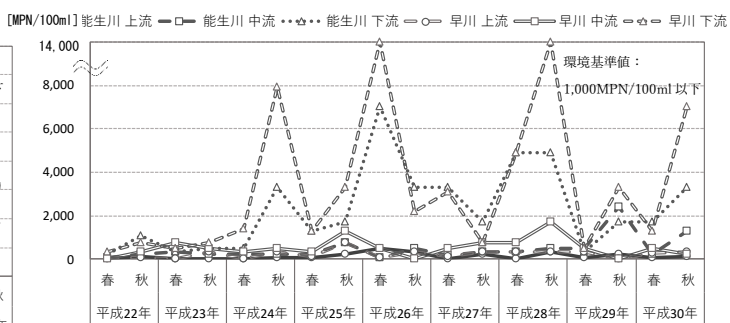


図 能生川・早川における水中の大腸菌群数の測定結果

資料：糸魚川市の環境

■騒音・振動、悪臭

騒音調査の結果、国道 8 号線沿いの 7 地点、北陸新幹線沿いの 3 地域で環境基準値を超えています。

悪臭について、観測点の糸魚川市清掃センターでは規制基準を下回っています。

■環境美化

地域ごとに清掃統一行動日（環境デー）が実施され、また市民による自発的な清掃活動も行われています。さらに不法投棄ボランティア監視員によるパトロールを実施していますが、依然としてポイ捨てや不法投棄が見られる状況です。

■ペットの飼育

田畑、道路等へのフンの放置や、多頭飼育、飼う意思のない野良猫への餌やり等、ペットや野良猫等へのマナーに関する苦情があります。

(5) 環境行動

■環境意識の醸成

市民や事業者が環境について意識・学習する機会を充実するために、環境フェアや環境セミナー、自然観察会を継続するとともに、広報・ホームページ等による啓発を実施しています。

■環境意識の継承

糸魚川市の環境問題を次世代に継承するために、小中学校の総合学習の時間における環境教育の実施や、地域住民や専門家による学習会を実施しています。

また、環境問題を次世代に伝える人の育成のために、ジオパークガイド養成講座を実施し、新規登録者の確保を推進しています。

3. 前計画の進捗状況

(1) 地球環境

再生可能エネルギーを利用する公共施設数は、平成 27 年度以降増加数が落ち着き、目標値の 40 施設以上の達成は難しい状況です。

住宅用太陽光発電設備設置補助を受ける箇所数は、平成 20 年度から増加したものの、平成 27 年度以降は増加数が落ち着き、目標値の 248 箇所を下回っています。

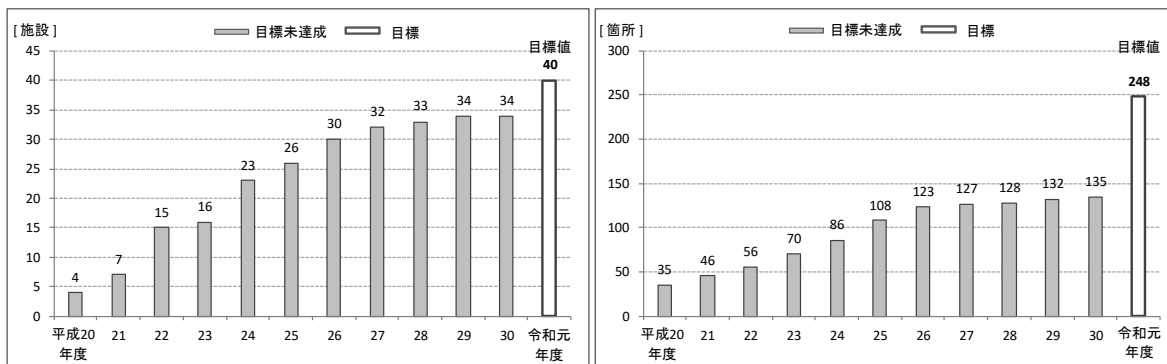


図 再生可能エネルギー利用公共施設数の推移 図 住宅用太陽光発電設備設置補助箇所数の推移

(2) 自然環境

森林の間伐実施面積は、平成 21 年度以降は目標値を下回っています。

姫川クリーン作戦参加者数は、平成 20 年度以降のいずれの年度も目標値の 200 人を達成していません。

エコファーマーの認定者の累計数は、平成 26 年度以降は目標値を下回っています。

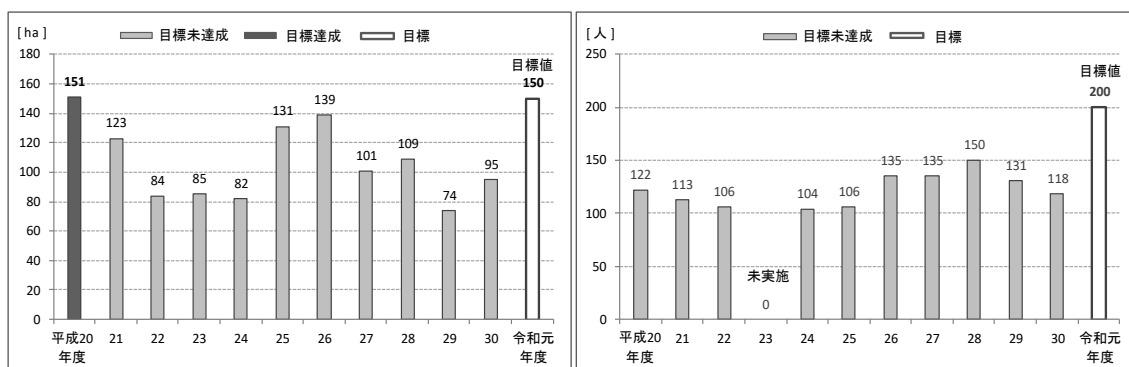


図 森林の間伐実施面積の推移

図 姫川クリーン作戦の参加者数の推移

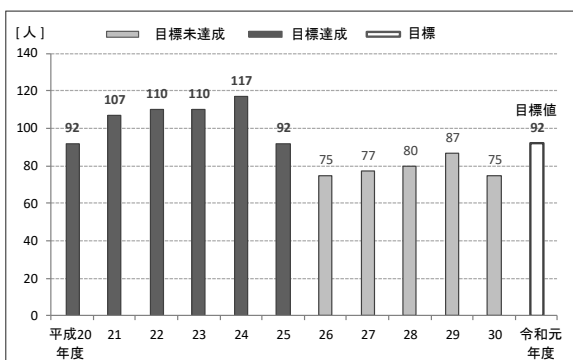


図 エコファーマー認定者の累計数の推移

(3) 資源循環

市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成20年度以降は低下傾向にあります。いずれの年度も目標値の890g以下を上回っています。

リサイクル率（直接資源化量の割合）は、平成24・25年度で目標値の21.8%以上を達成しています。

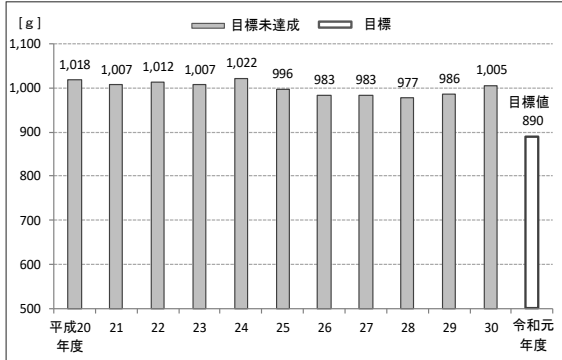


図 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

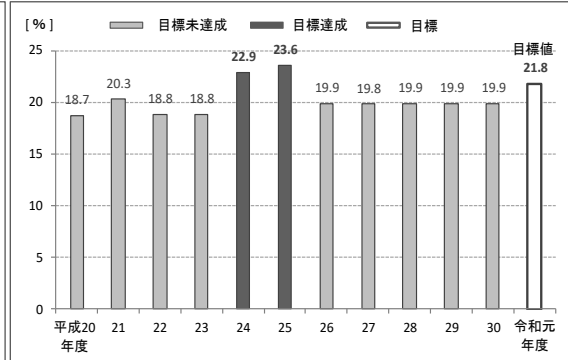


図 リサイクル率の推移

(4) 生活環境

騒音環境基準達成率は、近年、目標値を上回る年度が増えています。

野焼き（悪臭）苦情指導件数は、平成25年度に目標値の0件を達成しましたが、各年度で数件の苦情指導を行っています。

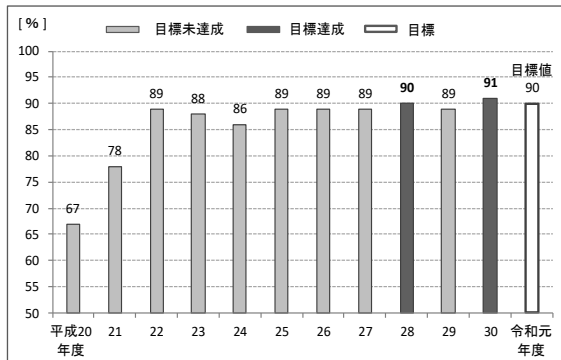


図 騒音環境基準達成率の推移

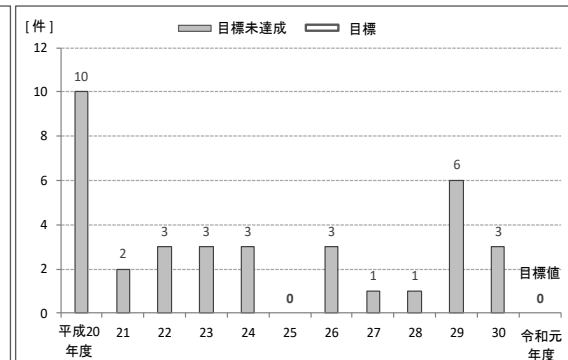


図 野焼き（悪臭）苦情指導件数の推移

(5) 環境行動

環境学習開催数は、いずれの年度も目標値の10回以上を下回っています。

環境デー参加者数は、目標値には届いていないものの、毎年多くの市民及び事業者が参加しています。

ジオパークガイド登録者数は、平成23(2011)年度以降38人前後で推移しています。

不法投棄ボランティア監視員登録者数は、平成20年度以降いずれも60人程度にとどまっています。

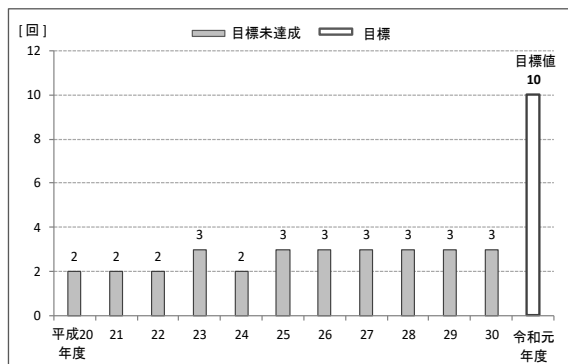


図 環境学習開催数の推移

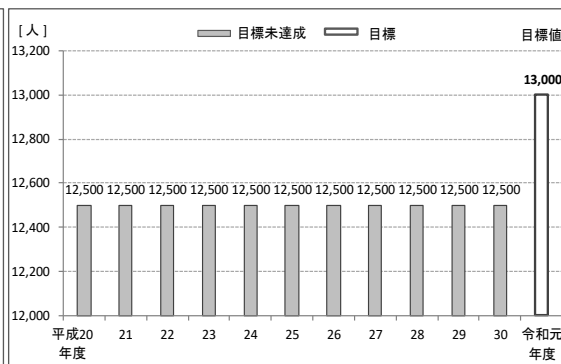


図 環境デー参加者数の推移

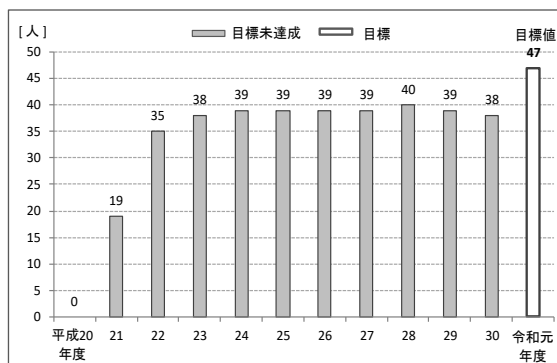


図 ジオパークガイド登録者数の推移

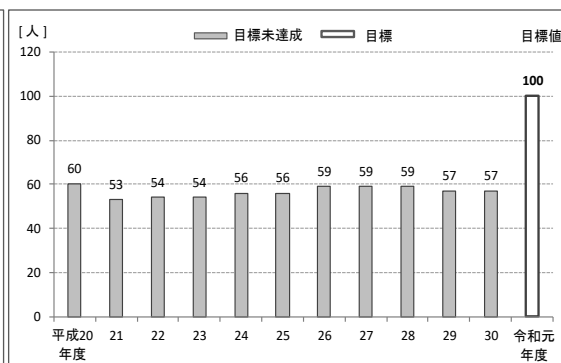
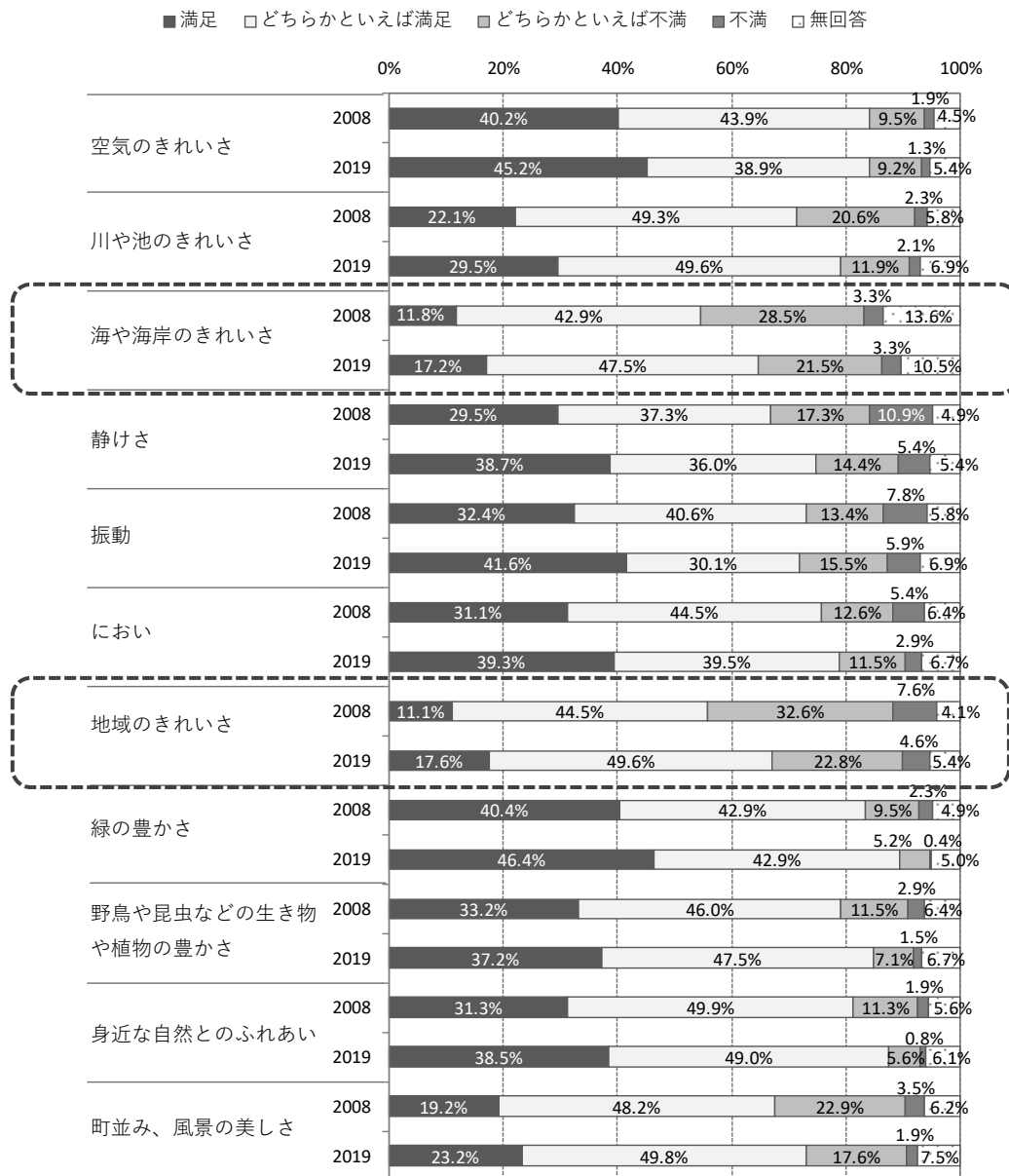


図 不法投棄ボランティア監視員登録者数の推移

4. 市民意識調査結果

■環境に関する満足度

平成20(2008)年と令和元(2019)年を比較すると、「空気のきれいさ」、「振動」を除くすべての項目で満足度が上昇しています。特に、「海や海岸のきれいさ」と「地域のきれいさ」が大きく上昇しています。



■環境問題に関する関心度

平成 20 (2008) 年と令和元 (2019) 年を比較すると、25 項目中 21 項目で関心度が低下しています。特に、「二酸化炭素による地球温暖化の問題」等の地球環境問題に関する項目で低下しています。一方、「光化学スモッグ・PM2.5 などの大気汚染物質の発生」「ごみの野焼き」「野生動物による果樹や農作物、地域や日常生活の被害・人への危害」「文化財や歴史的資源の保存、活用」の 4 項目で上昇しています。



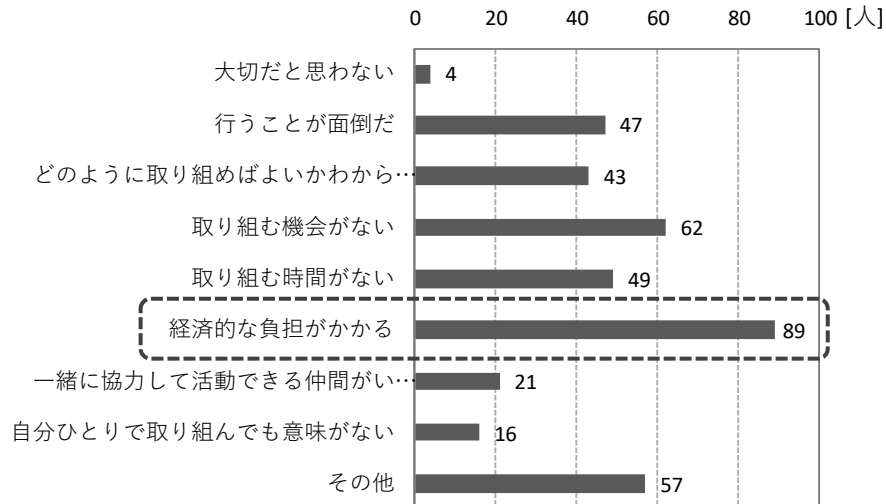
■環境にやさしい取組の実施度

平成20(2008)年と令和元(2019)年を比較すると、「買い物には、マイバックを持参している。」「運転時は不要なアイドリングや急発進はしないように努めている。」の実施度が大きく上昇しています。反対に「環境問題や環境保全について、家族や友人と話し合っている。」「海水浴や釣り、自然の中でレクリエーションなど、糸魚川の自然と触れ合い親しんでいる。」が低下しています。



■環境にやさしい取組について「今後も出来ない」と回答した理由

1つでも環境にやさしい取組の実施度について、今後も出来ない理由として「経済的な負担がかかる」が最も多く、次いで「取り組む機会がない」、「その他」が多くなりました。「その他」の回答は「年齢や健康上の理由」が多くなりました。



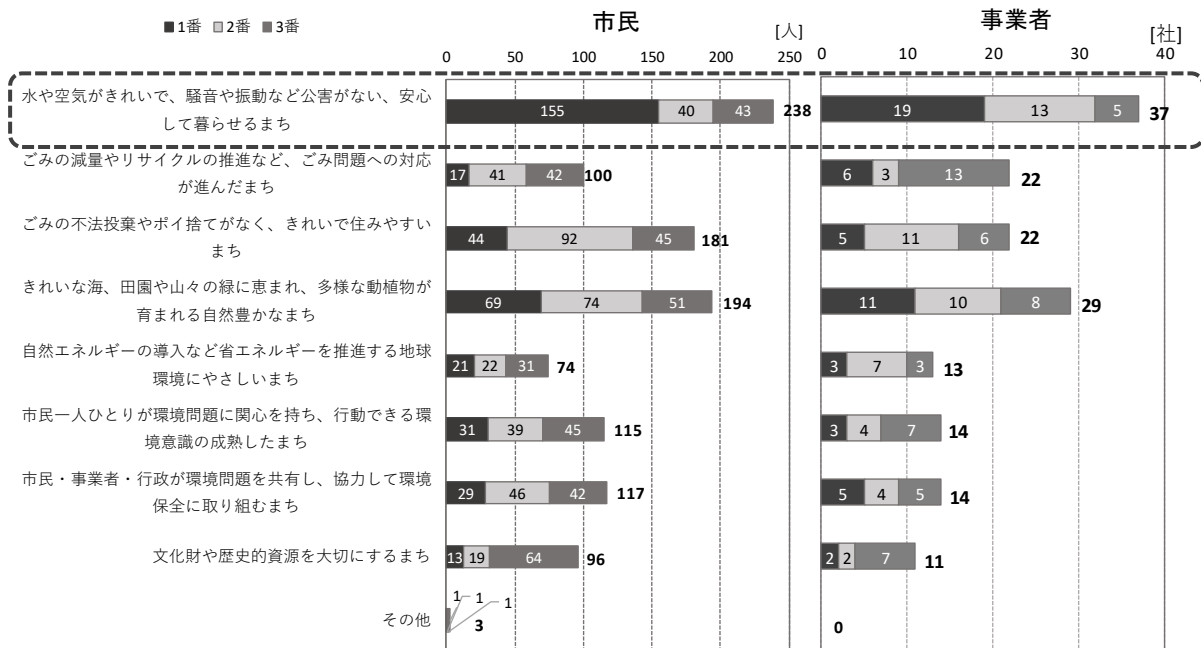
■将来までには解決したい糸魚川市の環境問題

廃棄物問題・循環型社会の項目も「ポイ捨て・不法投棄」が突出して多く、ポイ捨て対策や不法投棄対策の重要性がうかがえる結果となりました。また、空き家の管理についても問題視されています。

項目	内容	回答数	
騒音・振動・悪臭	悪臭	工場の悪臭	4
		車の排気ガス	2
廃棄物問題・循環型社会	ポイ捨て・不法投棄	63	
	分別の徹底	5	
	ごみの減量化対策	3	
	野焼き	3	
	海岸漂着物	5	
開発問題・自然保護・生態系問題	自然保護	山林や田畑の荒廃	8
		海岸の浸食	3
		河川の整備	3
	生態系問題	鳥獣被害	5
		外来種問題、野ねこ問題	2
地球温暖化・気候変動問題	地球温暖化	2	
自然とのふれあい等	町並み・風景	空き家の管理	16
		雑草の管理	7
その他	街灯の不足	2	
	休耕田の増加	2	
	少子高齢化	4	
	ペットのフン放置	2	

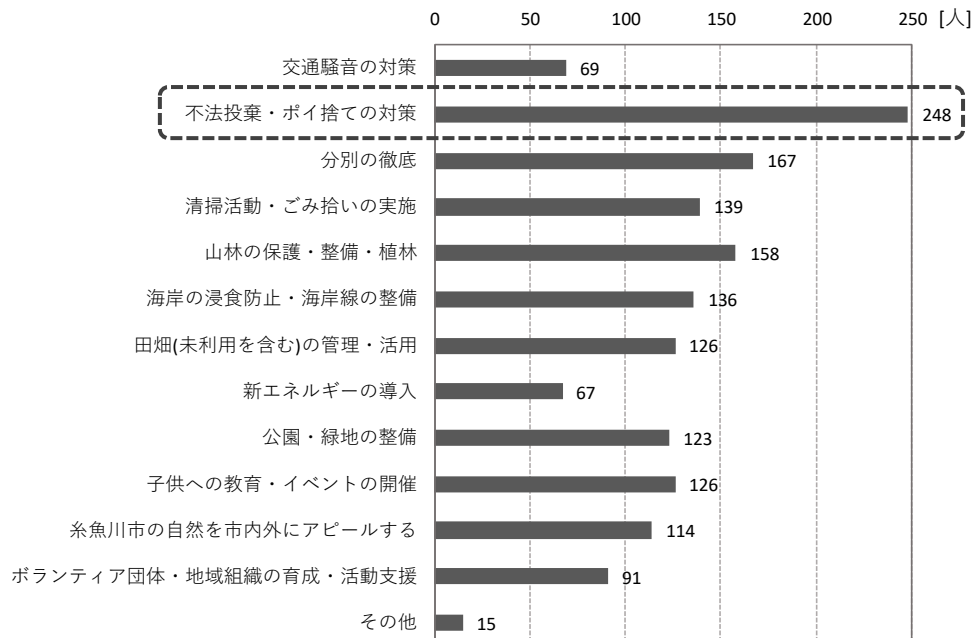
■糸魚川市の望ましい環境像

糸魚川市の望ましい環境像の優先度は、市民と事業者のいずれも「水や空気がきれいで、騒音や振動など公害がない、安心して暮らせるまち」が最も多くなりました。



■望ましい環境像の実現に必要なもの

望ましい環境像の実現に必要なものは、「不法投棄・ポイ捨ての対策」が248人と最も多く、次いで「分別の徹底」となりました。



5. 環境の現状から見た重点課題と見直しの方針

(1) 現状分析、前計画の進捗状況、市民意識調査結果を踏まえた重点課題

ここでは、現状分析、前計画の進捗状況、市民意識調査結果を踏まえた重点課題をまとめます。また、特に関連性が高い項目について、それぞれ右欄に「○」を示しています。

【地球環境】

区分	重点課題	現状分析	進捗状況	市民意識
地球温暖化	糸魚川市地球温暖化対策実行計画で定めた、2020年度までにCO ₂ の総排出量を2015年度比で15%削減する目標の達成が見込まれ、さらなる緩和策の実施が求められています。	○		
	地球温暖化等、地球環境問題に関して市民理解を高めるため、地球環境問題に起因する影響や将来世代に対する責任について、市民や事業者の理解を高める取組が必要です。			○
	オゾン層の回復や酸性雨の抑制のために、オゾン層破壊物質や大気汚染物質の排出抑制に努めることが重要です。	○		
	地球温暖化に起因する様々な影響や被害に対する適応策を市民・事業者にも周知徹底するとともに、森林のCO ₂ 吸収能力を発揮するグリーンインフラなどの考え方を取り入れた整備や間伐の実施が必要です。		○	○
再生可能エネルギー	公共施設への再生可能エネルギー設備数の増加に向けて、新設や改築時の再生可能エネルギーの導入が重要です。		○	
	住宅用太陽光発電を設置することによる市民へのメリットを周知しつつ、各家庭で取り組める再生可能エネルギー等の導入について周知を図ることが重要です。	○	○	○
	電力会社による系統連系が出来ない状態であり、民間に対する再生可能エネルギーの導入に向けた事業者への適切な情報提供が必要です。	○		

【自然環境】

区分	重点課題	現状分析	進捗状況	市民意識
ジオパーク	世界ジオパークとして地質的遺産の保護を継続し、自然とのかかわりを理解する場として活用するほか、観光資源として地域振興に生かすことが求められています。また、次世代に遺産を引き継ぐために、開発事業の際には環境へ配慮した整備を徹底する必要があります。	○		○
生物多様性	本市が有する国立公園や自然公園、自然（緑地）環境保全地域、ジオサイトに生息する天然記念物等の貴重な生きものを保全するため、自然公園等の適切な管理及び外来生物の駆除等を行う必要があります。	○		○
農村環境	中山間地では、高齢化及び担い手の減少が進行する中、鳥獣被害対策の継続・継承が大きな課題となっています。	○		○
	里山や森林の整備が行き届かない地域では、森林の水源涵養機能等の多面的機能が失われ、土砂災害が発生するリスクが高まるため、適切な森林環境の保全・整備が課題となっています。		○	○
	糸魚川市の安全・安心な農作物を栽培するため、新規就農者等へのエコファーマー認定等を促し、環境配慮型農法を推進することが重要です。		○	
	農業者や林業者の高齢化や担い手不足が進行する中、地域における将来を見据えた長期的な生産基盤の整備等が課題となっています。また、農地や森林、空き家の管理情報の整備や利活用等の取組が必要です。	○		○

【資源循環】

区分	重点課題	現状分析	進捗状況	市民意識
ごみの減量化	ごみの減量化に向けて、市民や事業者が取り組みやすく、効果的な活動内容の周知を図る必要があります。	○	○	○
リサイクル	リサイクル率の上昇に向けて、マイバックの使用や再利用可能な商品の購入等、3Rに対する市民の意識向上に向けた取組が必要です。	○	○	○

【生活環境】

区分	重点課題	現状分析	進捗状況	市民意識
環境公害	大気環境や水環境の汚染による健康被害や、騒音・振動、悪臭による苦情を未然に防ぐため、今後も環境公害の継続した監視、及び結果の公表が必要です。	○	○	
	市民や事業者が考える将来の望ましい環境像として環境公害のない、安心して暮らせつまちへの要望が高く、環境公害を未然に防ぐ取組が必要です。			○
非常時対応	大気環境や騒音等による被害が発生した場合、国や事業者等と連携を図り速やかに対応するとともに、市民や事業者がどのように対応すべきか情報を周知することが必要です。	○	○	
	公園等が有する災害時の延焼防止機能や避難場所としての役割を、市民や事業者等が認識し、災害時の円滑な対応を促す必要があります。	○		
環境美化	市民の自発的な美化・清掃活動の推進や、不法投棄ボランティア監視員によるパトロールの実施により、市民ぐるみで環境美化に対する意識を向上させることが重要です。	○	○	
	不法投棄ボランティア監視員の登録・活動の推進を図ることで、不法投棄の早期発見、させない地域づくりや、市民や事業者等の環境美化意識の醸成を図ることが重要です。	○	○	○
	田畑、道路等へのフンの放置や、多頭飼育、飼う意思のない野良猫への餌やり等、ペットや野良猫等へのマナーに関する苦情があります。	○		
公園・緑地	望ましい糸魚川市の環境には、市民の憩いの場となる空間の整備が必要です。			○

【環境行動】

区分	重点課題	現状分析	進捗状況	市民意識
意識醸成	自然とふれあう機会の整備・充実のため、市民が参加しやすい自然観察会等の積極的な実施とともに、取組の普及・浸透が課題になっています。	○	○	○
	環境に対する意識を高める場として環境デー等、市民の注目を集めるイベントを開催するとともに、普段家族内で話し合う環境に関する話題・情報の提供が必要です。		○	○
環境教育	将来の糸魚川の環境を担う世代の育成のために、環境学習の開催数の増加や学校における教育の充実を図る必要があります。	○	○	
	糸魚川の環境を次世代に継承するために、ジオサイトガイドの登録希望者や教師への講習等を充実させることが重要です。	○	○	
情報提供	市民や事業者が取り組みやすい環境配慮活動や、最新の取組事例に関する情報を提供することが重要です。			○

(2) 本計画の見直しの方針

ここでは、世界的な環境問題・課題への対応や前述した重点課題を踏まえ、本計画を見直す方針を整理します。

【世界的な環境問題・課題への対応】

- ・ 持続可能な開発に向けた取組の推進（持続可能な開発目標 SDGs の国連採択）
- ・ 地球温暖化問題への対応（気候変動が関連すると思われる自然災害等が多発、パリ協定）
- ・ 生物多様性の危機への対応（身近に暮らす生物が絶滅の危機に瀕する）
- ・ 循環型社会形成に向けた取組（食品ロスの大量発生、海洋プラスチックの問題）
- ・ グリーンインフラ・Eco-DRR（自然環境の有する機能を活かしたインフラ整備）

【主な環境課題や配慮すべき事項】

(1) 地球環境

- ・ 地球温暖化の緩和策の推進
- ・ 地球温暖化の適応策の推進
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進 等

(3) 資源循環

- ・ ごみの減量化の推進
- ・ 3R の推進 等

(2) 自然環境

- ・ ジオパークの適切な保全・活用
- ・ 生物多様性についての情報発信・現状把握・保全、グリーンインフラの活用
- ・ 鳥獣被害対策の推進、農村景観の持続的な保全・管理 等

(4) 生活環境

- ・ 環境公害の監視と抑制
- ・ 災害発生時等の非常時対応の円滑化
- ・ 環境美化・清掃活動の推進 等

(5) 環境行動

- ・ 環境に対する意識啓発
- ・ 将来の環境の担い手の育成
- ・ 市民や事業者への情報提供 等

【前計画からの見直し方針】

- ・ 地球環境：地球温暖化対策実行計画と新エネルギービジョンを包括した地球温暖化対策の強化
- ・ 自然環境：在来生物の生息・生育環境の保全についての取組の強化、良好な農村景観の維持・保全に向けた体制強化
- ・ 資源循環：循環型社会に対応するための体制の強化
- ・ 生活環境：環境公害への適切な対応と災害発生時等の非常時の暮らしに向けた体制の強化
- ・ 環境行動：さらなる環境意識の醸成と環境活動への支援策の充実
- ・ 持続可能な開発：SDGs と環境基本計画とのつながりの明確化、SDGs の普及促進

第3章 計画の目標

1. 目標とする環境像

本計画においても、「目標とする環境像」として「環境を学び、考え、行動する人が育つまち」といいがわ「～豊かな自然と心安らぐ環境を目指して～」を継承し、身近な自然や私たちの暮らしの中の環境に関心を持ち、自ら考え、行動する市民が育つことを目標とします。

2. 分野別基本目標

目標とする環境像を実現するため、本計画が対象とする5つの分野について、それぞれ基本目標を定めます。

(1)地球にやさしい人が育つまち =地球環境=

地球環境の悪化を防ぐため、私たちの生活から社会や経済の仕組みを見つめ直し、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギーの推進など、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止に向けて取り組みます。

(2)生きものと大地の営みを感じるまち =自然環境=

本市は、多くの生きものの営みと、ダイナミックな大地の営みを身近に感じることのできるジオパークのまちです。

世界ジオパーク認定の地としての誇りと自覚を持ち、豊かな自然環境の保全と活用に取り組み、次世代を担う子供たちに引き継ぎます。

(3)物を大切に使い、資源が循環するまち =資源循環=

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活を見直し、「もったいない」という心を育みながら、循環型社会の構築を推進します。

(4)安全・安心、みんなが笑顔で暮らすまち =生活環境=

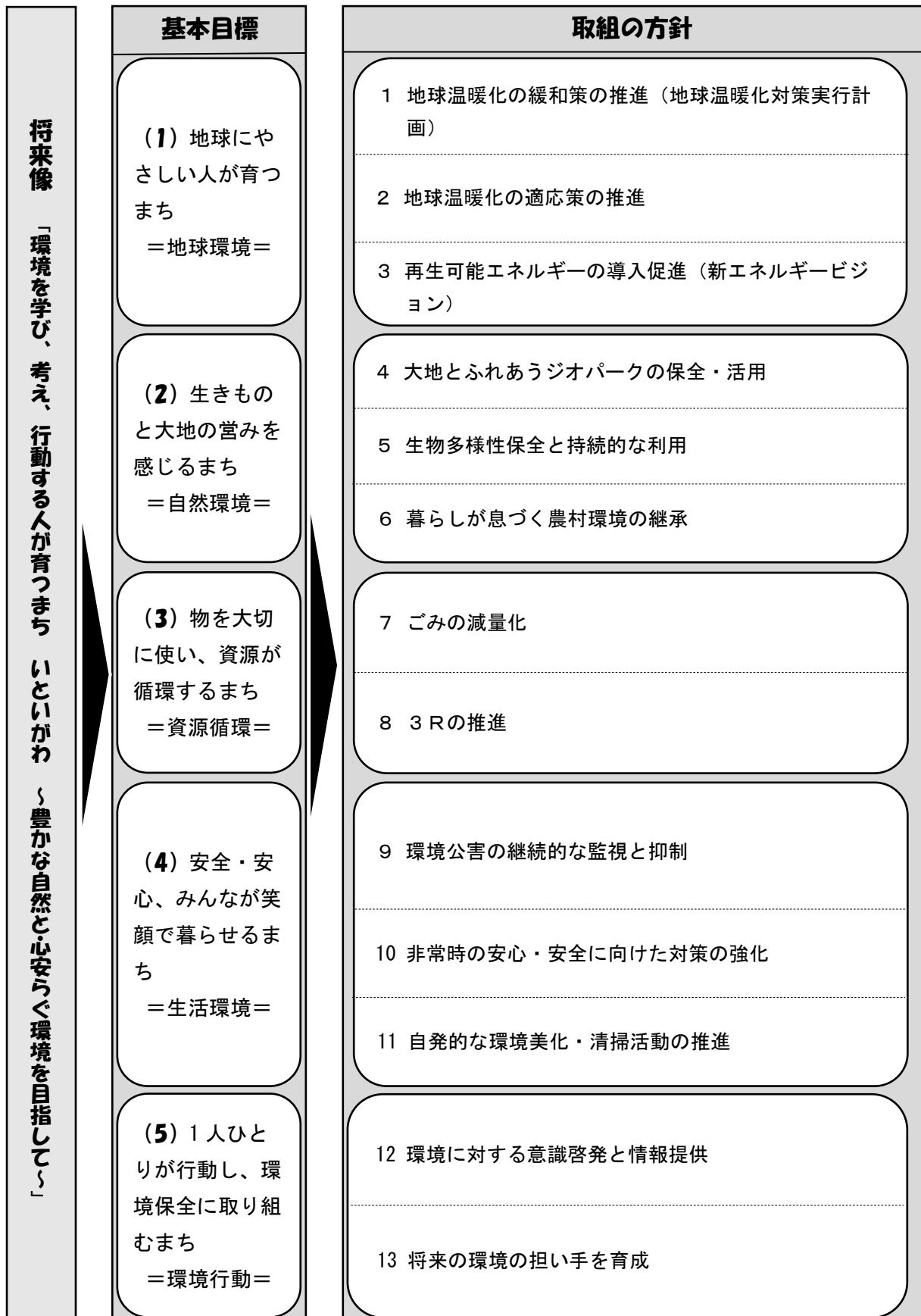
騒音や悪臭などの公害によるストレスやトラブルのない健康で活力のある生活環境を確保します。

(5)一人ひとりが行動し、環境保全に取り組むまち =環境行動=

環境の保全は市民一人ひとりの取組が重要です。世界ジオパーク認定の地である本市は至るところが環境学習の場です。多くの市民が環境保全に参画し、行動するまちを創るため、身近な環境について学び、触れ合う機会を創出します。

第4章 施策の展開

1. 施策の体系



施 策	
①CO ₂ 排出削減対策の推進	
②フロン類の適正処理や有害化学物質の低減	
①適応策情報の収集と市民・事業者への周知等	
②グリーンインフラ・ECO-DRR の普及	
①再生可能エネルギーの普及・促進と高度利用のための環境整備	
①貴重な自然公園や地形・地質の保全・活用	
②自然とのふれあいの場の整備・創出	
①生きものの良好な生息・生育地の把握と保全	
②外来生物対策の推進	
①鳥獣被害対策の推進	
②里地里山や農地の多面的機能の発揮	
①ごみの発生抑制と減量化の推進	
①再使用・資源化の推進	
①大気・水汚染対策の推進	
②騒音・振動、悪臭被害対策の推進	
③地下水の保全の推進	
①非常時の円滑な対応の促進	
②環境公害の発生に対する円滑な対応	
①環境美化活動の促進	
②ペットの飼育マナーの向上	
①環境啓発イベントの促進	
②境情報の収集・提供	
①環境学習の機会創出	
②学校等における環境教育の充実	

関連する SDG s	
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を
2 飢餓を ゼロに	6 安全な水とトイレ を世界中に
14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう
11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
14 海の豊かさを 守ろう	
3 すべての人に 健康と福祉を	6 安全な水とトイレ を世界中に
11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう
4 質の高い教育を みんなに	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

2. 環境像の実現に向けた取組

ここでは、市が取り組む施策の内容をあげています。また、市民及び事業者の各主体と協働して取り組むべき内容については、協働のパートナーとして、それぞれ右欄に「○」で示しています。

基本目標(1) 地球にやさしい人が育つまち =地球環境=

取組の方針	施策
1 地球温暖化の緩和策の推進（地球温暖化対策実行計画）	①CO ₂ 排出削減対策の推進 ②フロン類の適正処理や有害化学物質の低減
2 地球温暖化の適応策の推進	①適応策情報の収集と市民・事業者への周知等 ②グリーンインフラ・ECO-DRRの普及
3 再生可能エネルギーの導入促進（新エネルギービジョン）	①再生可能エネルギーの普及・促進と高度利用のための環境整備

●指標の設定

環境指標	現 状	目 標（2023年）
CO ₂ 排出量(国・県の目標)	474.5 千 t-CO ₂ (2016 年度)	412.3 千 t-CO ₂
森林の間伐面積	140ha(2016 年度)	945ha(2013～2020 年度合計 ＜特定間伐等推進計画＞)
新規就業者数（林業）	2 人（2015 年度）	22 人（2023 年度＜総合計画＞)
再生可能エネルギー利用公共施設数	34 施設(2018 年度)	40 施設
市民の再生可能エネルギー設備の導入状況	217 件（2018 年度）	230 件

取組の方針1 地球温暖化の緩和策の推進

施策内容	協働のパートナー	
	市 民	事 業 者
施策① CO₂ 排出削減対策の推進		
省エネルギー行動の推進や、住宅・建築物における高効率な省エネルギー設備の導入を促進します。	○	○
省エネルギー性能に優れた家電等の買い替えやグリーン購入などを促進します。	○	○
通勤等には公共交通機関の利用促進や、次世代自動車の普及、エコドライブ等の普及を図ります。	○	○
地場産食材の消費拡大の推進と旬な食材の消費を促進することで、食材の管理にかかるエネルギーの削減に努めます。	○	
地球温暖化に資する賢い選択（COOL CHOICE）を周知することで、市民・事業者等の意識啓発や自発的な取組の促進を図ります。	○	○
クールシェアやウォームシェアの普及促進を図ります。	○	○
家庭や事業所において HEMS（Home Energy Management System：家庭内エネルギー管理システム）、BEMS（Building Energy Management System：ビル内エネ	○	○

	ルギー管理システム)に関する情報を提供し、エネルギーの見える化を推進します。		
	家庭や事業所に対し、創エネルギー・省エネルギー・断熱に優れ、住宅やビルの一時エネルギー消費量を実質ゼロにする ZEH (Zero Energy House) や ZEB (Zero Energy Building) の普及促進を図ります。	○	○
	持続可能な森づくりを目指した「糸魚川市森林整備計画」に基づき、植林や間伐など計画的な森林整備を推進します。	○	○
	住宅の建築時の地場産材の利用の促進や、散策路などの整備時に間伐材の利活用を促進します。	○	○
	再生可能エネルギーの導入により削減できた二酸化炭素排出量について、カーボンオフセットを検討します。		○
施策② フロン類の適正処理や有害化学物質の低減			
	フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、フロン類発生の危険性がある家電の適正処理について啓発を行います。	○	○
	酸性雨の原因となる有害化学物質の発生抑制のため、事業所との公害防止協定の締結に努めるとともに、市民への意識啓発を図ります。		○

取組の方針2 地球温暖化の適応策の推進

施策内容		市民	事業者
施策① 適応策情報の収集と市民・事業者への周知等			
	地球温暖化の影響で起こりうる、集中豪雨の増加や異常高温に対しての適応策を収集し、市民・事業者に提供するとともに、周知徹底を図ります。	○	○
施策② グリーンインフラ・Eco-DRRの普及			
	生態系サービスを利用した防災・減災(グリーンインフラ・ECO-DRR)により、地域資源を損なわない開発等を推進するため、先行事例の調査や導入可能性について検証を行います。		○

取組の方針3 再生可能エネルギーの導入促進

施策内容		市民	事業者
施策① 再生可能エネルギーの普及・促進と高度利用のための環境整備			
	自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入の促進や未利用資源を活用した導入の可能性について情報提供します。		
	災害時に避難所となる公共施設や防犯灯等に、再生可能エネルギーの利用や蓄電設備の導入を推進します。		
	市民・事業者に対し、革新的なエネルギー高度利用技術(ヒートポンプ、燃料電池、クリーンエネルギー自動車等)に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。	○	○
	蓄電・蓄熱設備に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。	○	○
	国や県の再生可能エネルギー施策や、再生可能エネルギーの技術動向に関する情報を収集します。	○	○
	収集した再生可能エネルギーに関する情報を、市民・事業者に対して提供し、普及啓発を図ります。		

基本目標(2) 生きものと大地の営みを感じるまち =自然環境=

取組の方針	施策
4 大地とふれあうジオパークの保全・活用	① 貴重な自然公園や地形・地質の保全・活用 ② 自然とのふれあいの場の整備・創出
5 生物多様性保全と持続的な利用	① 生きもののお良好な生息・生育地の把握と保全 ② 外来生物対策の推進
6 暮らしが息づく農村環境の継承	① 鳥獣被害対策の推進 ② 里地里山や農地の多面的機能の発揮

●指標の設定

環境指標	現 状	目 標 (2023 年)
新規就農者数	6 人 (2015 年度)	38 人 (2023 年度<総合計画>)
農作地の鳥獣被害面積	1,106.31a (2017 年度)	774.41a (2020 年度 <鳥獣被害防止計画>)

取組の方針4 大地とふれあうジオパークの保全・活用

施策内容	協働の パートナー	
	市 民	事 業 者
施策① 貴重な自然公園や地形・地質の保全・活用		
市内に点在する特徴ある地形・地質などのジオサイトを環境教育のフィールドとして保全し、活用を図ります。	○	
開発等による地形の改変に対しては、景観や露頭、生態系の保護を前提とした適切な指導や監視を行います。		○
施策② 自然とのふれあいの場の整備・創出		
自然と触れ合える体験学習の場として里山や森林や野山、海岸や河川を活用した各種イベントの実施や参加型学習会、ジオパークに関連した学習会を開催します。	○	○

取組の方針5 生物多様性保全と持続的な利用

施策内容	市 民	事 業 者
施策① 生きもののお良好な生息・生育地の把握と保全		
貴重な生きもののお生息・生育地の保全を図るため、野生動物の違法な捕獲や山野草の乱獲・採取、生態系に悪影響を及ぼす行為の撲滅を図ります。	○	○
施策② 外来生物対策の推進		
外来生物のお生息・生育状況の把握に努め、効果的な分布域の縮小方法を検討します。	○	○

取組の方針6 暮らしが息づく農村環境の継承

施策内容		市民	事業者
施策① 鳥獣被害対策の推進			
	イノシシやサルなどの野生鳥獣の生息情報の把握に努めると共に、情報提供及び、「糸魚川市鳥獣被害防止計画」に基づき被害防止策を推進します。	○	
施策② 里地里山や農地の多面的機能の発揮			
	「第2次糸魚川市農村環境計画」に基づき、計画的な農村環境保全を推進します。	○	○

基本目標(3) 物を大切に使い、資源が循環するまち =資源循環=

取組の方針	施策
7 ごみの減量化	①ごみの発生抑制と減量化の推進
8 3Rの推進	①再利用・再資源間の推進

●指標の設定

環境指標	現 状	目 標
市民1人1日当たり ごみ排出量	1,005g(2018年度)	924g(2023年<総合計画>)
リサイクル率	19.9%(2018年度)	21.0%(2019年度 <一般廃棄物処理基本計画>)

取組の方針7 ごみの減量化

施策内容	協働の パートナー	
	市民	事業者
施策① ごみの発生抑制と減量化の推進		
生ごみの堆肥化や適量で無駄のない買い物など、ごみの発生抑制に努めます。	○	○
ごみの減量効果や減量化の日安となる情報を掲載し、市民や事業者の減量化の取組がしやすいように努めます。また、市民への情報提供を工夫するとともに、市民の自発的活動を促進します。	○	○
出前講座や体験学習などを通じて、幼保小中学生や一般市民がごみの減量化やごみ処理、リサイクルの意義が理解できるように支援します。	○	○

取組の方針8 3Rの推進

施策内容	市民	事業者
施策①循環型社会に適したごみ処理の推進		
「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき3Rの推進を図ります。		
施策② 再使用・資源化の推進		
不要になったものを繰り返し活用できるように、リサイクル店や、資源化可能なものの回収協力店などの情報提供に努めます。	○	○

基本目標(4) 安全・安心、みんなが笑顔で暮らせるまち =生活環境=

取組の方針	施策
9 環境公害の継続的な監視と抑制	①大気・水汚染対策の推進 ②騒音・振動、悪臭被害対策の推進 ③地下水の保全の推進
10 非常時の安心・安全に向けた対策の強化	①非常時の円滑な対応の促進 ②環境公害の発生に対する円滑な対応
11 自発的な環境美化・清掃活動の推進	①環境美化活動の促進 ②ペットの飼育マナーの向上

●指標の設定

環境指標	現 状	目 標 (2023 年)
大気環境・水環境に関する環境基準値達成割合	83.3% (15/18 項目) (2018 年度)	88.8% (16/18 項目)
環境美化パートナー団体数	14 団体 (2018 年度)	20 団体
環境デーの実施地区	116 地区	125 地区

取組の方針9 環境公害の継続的な監視と抑制

施策内容	協働のパートナー	
	市 民	事 業 者
施策① 大気・水汚染対策の推進		
大気・水環境の監視体制を維持・継続させるとともに、公害防止協定の締結に努めます。		○
飲用水源の監視や市民、事業者への水環境の保全の周知・啓発を図ります。	○	○
公共下水道整備区域の水洗化を促進します。		
施策② 騒音・振動、悪臭被害対策の推進		
継続した騒音・振動、悪臭の調査および監視体制を維持・継続します。		○
「騒音規制法」、「振動規制法」、「新潟県生活環境の保全に関する条例」に基づき、適正に指導、規制を行います。		○
施策③ 地下水の保全の推進		
過度な地下水の使用や地下水の汚染の防止に向けて、地下水使用状況の把握に努め、適切な使用を図ります。	○	○

取組の方針 10 非常時の安心・安全に向けた対策の強化

施策内容	市 民	事 業 者
施策① 非常時の円滑な対応の促進		
公園の延焼防止機能や避難場所としての利用方法を市民や事業者にも周知徹底し、災害時の円滑な対応を促進します。	○	○

	地すべりの防止に向けて、抑制・抑止工とともに森林の多面的機能を活用した対策を図ります。		○
	豪雨時の河川の増水情報等、自然災害による人的被害を未然に防ぐための情報提供や、災害発生時の対応について周知徹底を図ります。	○	○
施策② 環境公害の発生に対する円滑な対応			
	環境基準値の異常や汚染が認められた場合は、関係機関と連携して迅速な対応を講じます。	○	○
	事業者や市民間の騒音や振動、悪臭による近隣トラブルに対して速やかな対応を図ります。	○	○

取組の方針 11 自発的な環境美化・清掃活動の推進

施策内容		市民	事業者
施策① 環境美化活動の促進			
	「環境デー」の実施や、「環境美化パートナー」をとおして、地域や市民、事業者による美化活動の支援・推進と、ポイ捨て・不法投棄に対する意識啓発を図ります。	○	○
	不法投棄ボランティア監視員の登録推進とともに、活動促進によるポイ捨て・不法投棄の抑制に努めます。	○	○
施策② ペットの飼育マナーの向上			
	散歩中のフン処理の徹底や避妊去勢手術の推進を図るとともに、多頭飼育や野良ネコへの餌やり防止に努めます。	○	

基本目標(5) 1人ひとりが行動し、環境保全に取り組むまち

取組の方針	施策
12 環境に対する意識啓発と情報提供	①環境啓発イベントの促進 ②環境情報の収集・提供
13 将来の環境の担い手を育成	①環境学習の機会創出 ②学校等における環境教育の充実

●指標の設定

環境指標	現 状	目 標 (2023 年)
出前講座の開催数	19 回	25 回
ジオパーク検定合格者数 (累計)	1,803 人 (2018 年度)	2,100 人 (2023 年度<総合計画>)

取組の方針 12 環境に対する意識啓発と情報提供

施策内容	協働の パートナー	
	市 民	事 業 者
施策① 環境啓発イベントの促進		
環境への意識啓発の機会として、イベントや学習会を開催します。	○	○
施策② 環境情報の収集・提供		
本市の環境の現状や問題点、環境基本計画の進捗状況等について、年次報告書「糸魚川市の環境」で情報を定期的に提供します。	○	○
国や世界の環境に関する最新情報や、他地域での取組事例などを情報提供します。	○	○

取組の方針 13 将来の環境の担い手を育成

施策内容	市 民	事 業 者
施策① 環境学習の機会創出		
有識者や団体等と連携し、環境学習会の内容等を充実させます。	○	○
ジオパークガイドなど、糸魚川の環境に関する知識を継承するリーダーを育成するとともに、活動しやすい環境づくりを整備します。	○	○
施策② 学校等における環境教育の充実		
総合学習等で、川や里山の生きもの調べやビオトープづくりなど、体験学習を推進します。	○	○
「緑の少年団」の活動取組を支援します。	○	

第5章 計画の推進に向けて

計画の推進にあたっては、市と事業者・市民等が一体となり、それぞれの役割のもとに事業を進めていくことが重要であり、実効性を高めるため、各施策の実施状況や目標の達成状況の確認など、計画の進行管理を行います。

このため、計画の進行管理について下記に示します。

1. 計画の進行管理

個々の施策が効率的かつ効果的な成果となるよう、年度ごとに着実な進行管理を行います。進行管理の結果を総合計画実施計画に反映し、計画の実施、推進を図ります。

2. 進行管理の手法

実施並びに達成状況は、マネジメントサイクルであるPDCA「Plan（計画）—Do（実行）—Check（点検）—Act（見直し）」サイクルを基本とし、計画の着実な推進を図ります。

PDCAサイクルの繰り返しにより年度ごとに点検・見直しを行います。

点検・見直しなど進行管理における役割分担は、以下のとおりです。

3. 進行管理における役割分担

（1）環境審議会

市から提出された目標達成状況等について専門的視点から審議し、目標達成のための提言等を行います。

（2）環境担当課

本計画に記した課題に対する取組みと目標とする数値について、事業者・市民等に示します。

関係各課等の取組の実施状況と目標の達成状況を取りまとめます。

環境審議会の提言や関係各課の報告を受け、関係各課等に対し修正・変更等を行います。

目標達成状況等として、年次報告書「糸魚川の環境」にまとめます。

（3）関係各課等

取組の実施状況と目標の達成状況、問題点、新たな課題等を調査、確認し、環境担当課に報告します。

4. 年次報告書への掲載・公表

市は、環境目標の達成状況や施策の実施状況等を年次報告書「糸魚川市の環境」に掲載し公表します。

5. 計画の見直し

目標や施策の進捗状況を総括するとともに、環境を取り巻く社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。